



介護給付費に係る減算等 算定基準の確認について

岐阜市福祉部介護保険課



目次

- 1 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算について
- 2 通所介護等に係る事業所規模区分について
- 3 短期入所生活介護等に係る定員超過利用による減算について
- 4 訪問看護等に係る看護体制強化加算について
- 5 小規模多機能型居宅介護に係る看護職員配置加算について
- 6 その他確認事項について

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護(以下「訪問介護サービス等」という。)が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という。)を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて**80%を超えた場合**に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が**80%を超えた場合**に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については**9月15日**までに、判定期間が後期の場合については**3月15日**までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果**80%を超えた場合**については当該書類を岐阜市に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において**5年間**保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

(4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が**80%を超える場合**には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を岐阜市に提出すること。なお、岐阜市が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものである。

① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。

- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

- ⑥ その他正当な理由と岐阜市が認めた場合

(1) 事業所規模による区分の取扱い

通所介護および通所リハビリテーションに係る介護報酬(以下「通所介護等介護報酬」という。)は、事業所規模ごとの区分等に応じて定められた単位数、単価等により算定する。

この単位数は、当該事業所の前年度に通所介護費等介護報酬を算定している月(3月を除く)の1月当たりの平均利用延人数による事業所規模等に応じて設けられた区分ごとに設定されている。

(通所介護の場合)

区分	施設基準
通常規模型	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内
大規模型(Ⅰ)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人を超え900人以内
大規模型(Ⅱ)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人を超える

2

通所介護等に係る事業所規模区分について

令和6年度介護報酬改定
における改定事項について
厚生労働省 抜粋

(通所リハビリテーションの場合)

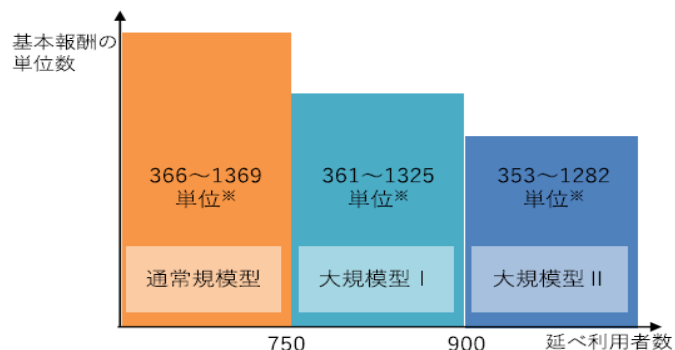
2.(1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し②

算定要件等

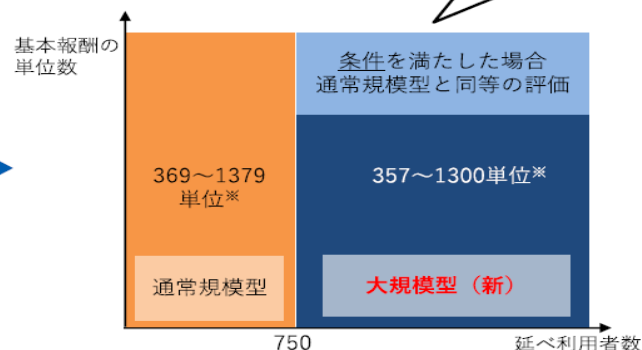
- 通常規模型、大規模型（Ⅰ）、大規模型（Ⅱ）の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%以上であること。
 - ・ 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。

現行

改定後



- ✓ リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者が**80%**以上
- ✓ リハビリテーション専門職の配置が**10：1**以上



※ 利用時間、要介護度毎に設定

77

信長公命名のまち・岐阜市



3

短期入所生活介護等に係る定員超過利用による減算について

(1) 定員超過利用による減算について

短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスの利用者数が利用定員を超える場合は、やむを得ない措置による場合を除き、減算の対象となる。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成一二年三月八日)(老企第四〇号)(抜粋)

第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表

1 通則

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスについては、当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所等させているいわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。



3 短期入所生活介護等に係る定員超過利用による減算について

② この場合の利用者等の数は、**一月間(暦月)の利用者等の数の平均**を用いる。この場合、一月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、**小数点以下を切り上げるもの**とする。

③ 利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。

④ 都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長。3の(6)ルc及びdを除き、以下同じ。)は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

⑤ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

(1) 訪問看護等に係る看護体制強化加算の算定について

訪問看護及び介護予防訪問看護に係る看護体制強化加算は「厚生労働大臣が定める基準」(平成二十七年三月二十三日)(厚生労働省告示第九十五号)に記載された条件に適合するものを算定する。

○厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年三月二十三日)(厚生労働省告示第九十五号)(抜粋)

九 訪問看護費における看護体制強化加算の基準

イ 看護体制強化加算(Ⅰ)

(1) 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 算定日が属する月の**前六月間**において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が**百分の五十以上**であること。

(二) 算定日が属する月の**前六月間**において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注13に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が**百分の二十以上**であること。

(三) 算定日が属する月の**前十二月間**において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注15に係る加算をいう。ロ(1)(二)において同じ。)を算定した利用者が**五名以上**であること。

(四) 当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。)の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が**百分の六十以上**であること。ただし、指定訪問看護事業者(同項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第六十三条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準第六十二条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。

(2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、(1)(一)から(三)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 看護体制強化加算(Ⅱ)

(1) 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イ(1)(一)、(二)及び(四)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(二) 算定日が属する月の**前十二月間**において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が**一名以上**であること。

(2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、イ(1)(一)及び(二)並びにロ(1)(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

百四 介護予防訪問看護費における看護体制強化加算の基準

第九号イ(1)(三)を除く。)及び(2)((1)(三)に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「指定訪問看護ステーション」とあるのは「指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)」と、同号イ(1)(一)中「緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。)」とあるのは「緊急時介護予防訪問看護加算(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注11に係る加算をいう。)」と、同号イ(1)(二)中「特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注13に係る加算をいう。)」とあるのは「特別管理加算(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注12に係る加算をいう。)」と、同号イ(1)(四)中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第六十三条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業所」とあるのは「指定訪問看護事業所」と読み替えるものとする。



5 小規模多機能型居宅介護に係る看護職員配置加算について

(1) 小規模多機能型居宅介護に係る看護職員配置加算の算定について

小規模多機能型居宅介護に係る看護職員配置加算は「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成二十七年三月二十三日)(厚生労働省告示第九十六号)に記載された条件に適合するものを算定する。

○厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十七年三月二十三日)(厚生労働省告示第九十六号)(抜粋)

二十九 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算(Ⅰ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ 看護職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 看護職員を常勤換算方法で一名以上配置していること。

(2) イ(2)に該当するものであること。



6

その他確認事項について

その他注意いただきたい確認事項を下記のとおり記載しました。ご確認ください。

項目	サービス種類	確認事項
サービス計画作成 件数	居宅介護支援	居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たりの取扱件数が算定要件を満たしていること (例)居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)の場合、45件未満
訪問介護に係るケ アプランの届出	居宅介護支援 訪問介護	区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつ、その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」のうち、岐阜市が指定したケアプランについて届出が必要
中重度者ケア体制 加算	通所介護 通所リハビリテーション	前年度又は算定月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3～5の占める割合が30%以上であること等加算要件を満たしていること
要介護認定有効期 間の半数を超える 短期入所	居宅介護支援 短期入所生活介護 短期入所療養介護	岐阜市が特に必要と認める場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないこと
軽度者に係る福祉 用具貸与	居宅介護支援 福祉用具貸与	軽度者(要支援及び要介護1)に係る福祉用具貸与は、その状態像から見て使用が想定しにくいもの(特殊寝台等)に対しては岐阜市へ届出が必要